

町「災害対策本部」と町議会「災害対策会議」との連携

町「災害対策本部」

※災害対策基本法及び千代田町災害対策本部条例等の規定により、警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたときに設置。

- 本部長……………町長
- 副本部長……副町長、教育長
- 本部員……………課局長、消防団長、消防署長

状況報告

情報共有

町議会「災害対策会議」

※町に「災害対策本部」が設置された場合に設置

- 会長……………議長
- 副会長……………副議長
- 幹事……………議会運営委員長
総務産業常任委員長
文教民生常任委員長

[事務内容]

- ・議員の安否及び居場所の確認
- ・議員から提供された災害情報等の集約
- ・提供された災害情報等を集約し対策本部へ提供
- ・対策本部からの災害情報の集約及び議員へ提供
- ・議員からの意見要望等の対策本部への提案提言
- ・本会議、委員会、全員協議会の開催、協議事項の調整
- ・必要に応じ（対策本部と共に）国、県、関係機関等への要望活動
- ・その他、会長が必要と認める事項

町議会議員

※議会に「災害対策会議」が設置された場合に対応

[対応内容]

- ・自らの安否、居場所、連絡先を対策会議へ報告
- ・被災地、避難所等において情報収集を行い対策会議へ報告
- ・地域における活動に協力

状況報告

情報共有

災害時における災害情報等伝達の流れ

